

彦根市立病院経営強化プラン評価委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和 4 年 3 月 29 日総財準第 72 号総務省自治財政局長通知)に基づき、彦根市立病院経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)の実施状況を点検および評価するため、彦根市立病院経営強化プラン評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 経営強化プランの実施状況の点検および評価に関すること。
- (2) 前号の点検および評価のため、必要な調査および検討を行うこと。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、委員 10 名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他病院事業管理者が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の目標最終年度の点検および評価を終了するまでの期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員長は、緊急を要し、またはやむを得ない事情があると認めるときは、会議の開催に代え、書面により意見の徴収、議決等を行うことができる。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、市立病院事務局企画経理課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。